

クロキエンタープライズ株式会社の返戻金制度

弊社の人材紹介契約書に以下の規定が御座います。

報酬の払戻しに関する特約)

第6条 乙による本業務の提供に基づき甲に入社した人材が、入社後3カ月以内に本人の責による解雇または自己都合により退職した場合は、第4条に基づき支払われた報酬の50%を、入社後6カ月以内に本人の責による解雇または自己都合により退職した場合は、同報酬の25%を、乙は甲に払い戻すものとする。

2. 甲の理由に起因する退職、甲の都合による解雇もしくは当該採用者の死亡等不測の事態による退職の場合は、前項は適用されない。